

## 障がい者に係る投票環境向上に関する検討会（第1検討チーム・第3回）議事要旨

1 日 時 平成23年3月18日（金）14:30～15:50

2 場 所 中央合同庁舎第2号館第4特別会議室

3 出席者

川井委員、三摩委員、松本委員、山田委員、関委員、清水委員

日本民間放送連盟 田嶋番組部長（越栄委員代理）

内閣府障がい者制度改革推進会議担当室 東室長

全国要約筆記問題研究会 三宅理事長

総務省自治行政局選挙部 原山管理課長

4 議事次第

(1) 開会

(2) 政見放送への字幕の付与について

(3) 意見交換

(4) 閉会

5 議事の経過

- 総務省自治行政局選挙部の原山管理課長から資料「政見放送への字幕の付与」についての説明が行われた。
- その後、政見放送への字幕の付与について、意見交換が行われた。  
各メンバーからの主な意見等は、以下のとおり。
- 平成25年の参議院議員の比例代表選挙から政見放送へ字幕を付与するとしているが、その他の選挙についても、今後検討を継続するということがよいのか。また検討を続けることについて、字幕付与に係る今後の方向性として書き込んでいただきたい。
- 字幕を付与できる設備が地方の放送局にはないため、東京の本部ですべての収録ができる参議院の比例代表選挙について、平成25年の次回の選挙から実施することで合意している。都道府県知事や参議院の都道府県選挙区などは、地方の放送局に字幕を付与する人も設備もないので、即座には実現が困難である。将来的には、その方向に動いていくと思われるが、現時点でいつできるということは確約できない。

- 政見放送というのは、候補者や政党が自らの主張を有権者に伝えるためのものであり、本来、放送事業者はその内容に入ってはならず、言葉を素直にそのまま放送しなければならない。放送事業者側の解釈が入らない仕組みをつくらなければならない。また正確性を保つため字幕制作に十分な時間を考慮する必要がある。今の段階では最初の政見放送から字幕をつけることは難しいかもしれない。更に現状では字幕を付与できるのは現行の参議院比例代表に限られる。選挙制度が変わり、地方局で字幕をつけるといわれても設備的、要員の事情から現状では対応できない。
- 障がい者の方々の思いやご希望などは十分承知をしている。ただ字幕付与の実現においては、詳細なルールづくりが必要である。これは政見放送を収録・放送する放送事業者が、政見放送の実施について一つたりとも誤りがあってはならないという、重大な責任を負っていることの現れでもある。
- 政見放送への手話通訳や字幕を付与することは、参政権や基本的人権という国民の当然の権利として公平・平等に与えられているものである。ここで議論をしなくても、本来付与されていて当たり前のものである。今後、それらに向かって、継続して取り組んでいくという姿勢を明確にしていきたい。
- 放送事業者だけで対応できないものは、国に要望して実現させて欲しい。今後の方向性のなかでも、詳細なルールづくりを含め、法制上必要な規定の整備や体制の確保をすると取りまとめているので、法改正により字幕付与する方法もあるのではないかな。
- 字幕付与の方式については、政党等が収録した政見放送のビデオを、放送局に持ち込んでいただいた方が、政党の主張がそのまま有権者に伝わると思われ、放送事業者としても実施しやすい。しかし、政党等の責任で作成したものを持ち込む場合、どういう放送の中身になるのか分からないという問題もあり、今後議論が必要だと思われる。
- 公職選挙法は議員立法であり、議員の身分に関わることでもあるので、他の法律とは若干性質の異なるものであると思う。法律の枠内でできることの範囲を明確にし、現行法の限界を明らかにするやり方もあるのではないかな。
- 参議院の比例代表選挙に字幕を付与するという、この第一歩はかなり大きいと思う。これが広がれば、次への一歩は今まで以上に短くなるのではないかな。参院選での実績によって、放送局もさまざまなノウハウを得ることができ、技術的な進歩もあると思われる。また制度面での障壁も徐々に改善されるのではないかな。

- 手話通訳付与の検討の際に、障がい者の政治参加という大きな問題について、また別に検討会のような形で行ってもらいたいという話があった。より広い観点で、政治参加全般に係る検討会を開催することについて、今後、検討していく必要があるのではないか。

これらの意見に対し、総務省からは、次のとおり発言を行った。

- 参議院の比例代表選挙であれば、放送事業者としても何とか対応が可能ということなので、今回、大きな一歩を踏み出していただいた。この検討会は実現できるものは実現していくという姿勢で、現時点で何とか実施できるものについて、今回とりまとめを行っている。
- 他の選挙への字幕付与については、現時点で具体的な方向性を明確にすることが困難ということなので、今後とりまとめを行う最終報告書のなかで、整理していきたいと考えている。今現在、取り急ぎ対応が可能なのは、次回参院選での比例代表選挙であるということをご理解いただきたい。
- 参議院の比例代表選挙での政見放送への字幕付与は、現行法のままで可能と考えている。法制上の規定の整備とは、「政見放送及び経歴放送実施規程」の改正を念頭に置いたものであり、字幕付与についても都道府県知事選挙への手話通訳の導入と同様に、実施規程を改正して対応することになると考えている。今後、放送事業者とも協議をして、必要な規定の整備を図っていきたいと考えている。
- 当検討会については、閣議決定により平成22年度中に一定の方向性を得るということで、政見放送への字幕・手話通訳の付与、視覚障がい者の方への点字・音声による情報提供の充実、バリアフリー対策の充実等を検討課題として開催させていただいた。より大きな視点での政治参加という問題は、総務省のみならず、政府の障がい者施策全体にも関係することなので、今後検討の場が設けられた際には、関係者として参加させていただくことになると思う。

以上の意見交換の後、資料「政見放送への字幕の付与」について了承された。

今後は、事務局において最終報告案を取りまとめた上で、各委員に諮る予定。

以上